

上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書に関する説明会  
質疑応答の概要

第1回：令和7年12月15日（月）19:00～ 七瀧中央小学校

No.	質問内容	回答内容
1	長々と説明していただいたが、このやり方はまずいのではないか。不満が出ると思う。 事業者側から「評価します」「整合性があります」と一方的に言われても、誰一人理解できないと思うし、評価や整合性はどちらが判断することではないのか。	本日の準備書に関する説明会は、説明を長々としているが、事業者側が調査、予測、評価した結果を皆様にご説明するという趣旨で開催している。 その中で、「この部分はもう少し調査して欲しい」といったご意見がある場合には、意見書をご提出いただければ、場合によってはその内容を取り入れて、評価書を作成する。
2	11月27日に準備書が公表されたが、準備書は1600ページある。しかも、準備書の貸し出しはできない。御船町役場か益城町役場か県庁かシムファイブスの事務所に行かなければ閲覧できない。ホームページからデータをダウンロードできるが、11月27日から12月26日までの年末の忙しい時期に1600ページを読めると思うか。みんな忙しい。	縦覧期間1ヶ月とその後2週間の意見書の提出期間の中で、この1,600ページを隅から隅まで読めというのは、困難と思う。そのため要約書を作成している。 また、縦覧期間については、県の条例で定められている期間であり、個別の事業で例えば3ヶ月縦覧するとか、そこまで事業者が対応する必要はないと考えている。 【説明会後の対応】 令和7年12月18日付けで、山都町環境水道課、甲佐町環境衛生課、嘉島町都市計画課でも準備書の閲覧ができるよう、また、令和8年1月9日まで閲覧いただけるようにすると共に、その旨事業者及び上益城郡5町のホームページで公表した。 その後、令和7年12月26日付けで、準備書を閲覧できる期間及び意見書提出期限を令和8年1月19日まで延長することを事業者及び上益城郡5町のホームページで公表した。
3	準備書に記載されている鼎春園の利用状況について、「年間を通じて利用していることはない」と嘘が書いてある。近くにフリースクールがあり、今日も子供達は目の前を通って鼎春園で遊んでいた。年2回のマルシェを開催している。宮部鼎蔵さんの追悼記もやっている。3月には山都町の歴史ウォークで出発地点になっている。だから、ここに書かれていることは嘘だということ。本当のことが書いてあるのかどうかもわからないものを公表して、私達はどうやってこれを読み込むのか。	鼎春園の利用状況については、調査期間が限られている中で、我々が調査を行ったタイミングでは利用がなかったために、そのような表記となっている。 この施設は、歴史ある宮部鼎蔵さんらを記念して作られた公園であり、その事実や利用客が当然いることを重々理解した上で、人と自然との触れ合いの活動の場として捉えて、それに対する影響があるかどうかを予測評価している。

No.	質問内容	回答内容
4	早くお知らせしたいと言って作った 1600 ページの準備書って、どんな内容なのか。	方法書に対する意見で、一人一人の意見を概要としてまとめるのではなく、一言一句記載して回答するようにご意見を頂いた。意見に対する事業者見解を一つ一つ丁寧に回答した結果、その部分だけで 300 ページ程になる。 また、予測項目についても、県の技術指針には入っていない安全（交通・防災）を追加で実施し、一つ一つ丁寧に予測評価して、皆様に納得いただけるような形で客観的なデータを積み重ねた結果が 1600 ページとなった。 ただ、おっしゃられるように、1600 ページを 1 ヶ月で読めと言うのはもちろん大変ですので、要約書を作成している。また、極力要点だけを掲げてご説明させていただくということで、本日お配りしたパンフレットも作成している。事業者によっては準備書のデータをダウンロードできない、印刷もできない対応をしている事業者もいるが、今回は極力オープンにしたいということで、ダウンロード可・印刷可でホームページに公表しているので、そういう思いでやっているということはご理解いただきたい。
5	この場所には最終処分場は作らないと言っていたが、最終処分場はどこを予定しているのか。当然、その予定があった上でこの事業が進められていると思うので、明確にお答えいただきたい。  一般廃棄物は上益城郡内、産業廃棄物については主に熊本県内を予定とある。これは県内ののみと考えていいのか、それとも、「主に」なのでどこまでのエリアを考えておられるのか。	最終処分先については、現時点でどこに搬出するかは決まっていないが、熊本県内に最終処分場許可を既に保有している廃棄物処理事業者（最終処分業者一覧を熊本県、熊本市のホームページに掲載）がおられるので、そのどこかに最終処分しなければならないものを委託処理することになる。  産業廃棄物の収集エリアは、メインとして熊本県内、準メインとして九州管内と考えている。九州以外からは全く入ってこないのかというとそうではなく、全体でいうと数パーセントになると考える。 廃棄物を処分するためには、廃棄物を処分するための料金と、廃棄物を運ぶための料金が発生するが、あまり遠方から廃棄物を持ってきた場合は、排出事業者として高いお金を支払って処分しないといけないため、九州以外からはほぼゼロに近いような形になるのではないかと思う。ただ、現時点で全くないとは言い切れない。
6	クローズドシステムにより排水は 100% 出ないとあったが、100% 出ないという確約はできるのか。  枯葉剤に含まれるダイオキシン類が原因で、ベトナムでは何世代にもわたって色んな危険事態が出てきているという報道があった。今回はあくまで予測調査において、今の段階では問題ないという話だが、将来にわたって本当に問題がないという担保ができるのか。出た時にはどうするのかお尋ねしたい。	大栄環境グループにおいて同じような焼却施設を 9 ヶ所程関西を中心に保有しているが、今回計画しているクローズドシステムを採用した焼却施設になるため、我々として初めての試みではなく、実績のあるシステムになるため、汚水が漏れないことを確約させて頂く。  ごみ焼却というと大気汚染のイメージがあるとは思うが、2023 年度における日本におけるダイオキシン類の一人 1 日当たりの摂取量は、大気については 0.88%、土壌については 0.85% と、排ガスの影響はほとんどないような状態になっている。ダイオキシン類が騒がれていた頃に比べると、ごみ処理施設の性能がもの凄く良くなり、当時（1997 年）に比べて、ダイオキシン類に係る大気汚染の発生量は 1.3% 位であり、他の有害物質についても、排ガス処理がきちんとされているので、大気汚染に対しては、それほど心配することではないと考える。

No.	質問内容	回答内容
7	最終処分場を決めずに事業を進めることはおかしいと私は思う。 五ヶ瀬川の上流の一番九州のど真ん中である山都町の東竹原に最終処分場建設の話が出ていることもあり、やっぱり不安になる。どこに持っていくのかをはっきり示すべきである。	五ヶ瀬川の上流に計画されている最終処分場に持つていいかないし、将来その処分場ができたとしても持つていいないことを約束する。 先程の廃棄物を遠くから運んでくる理由と一緒にで、我々が埋立物を出す時も運搬費がかかるので、最終処分先として一番近いところを第一優先に考えるが、最終的には値段が合うかどうかである。 これから運賃も含めた値段の交渉をしていかないといけないし、受け入れる産業廃棄物の値段や上益城郡5町からの一般廃棄物の値段も決めていかないといけない。それらの値段がまだ決まっていない状況で、いろんな話がまだできないが、一番近いところを候補地として考えている。 補足であるが、万が一、災害等により熊本県内の最終処分場が受け入れできないときは、出資企業である大栄環境株式会社の最終処分場を緊急対策として活用する。
8	今日の説明で、煙突の高さを35mから49mに変更した理由はなにか。	配慮書の段階において大気と景観で予測した結果、35mでも49mでもどちらも重大な影響はないが、煙突を高くした方が大気への影響がより低減できるのであれば煙突を高くして欲しい。というご意見をいただいたので、皆様からの関心の多い大気質についての影響を低減するために、今回49mに変更した。
9	敷地面積は13.4haとのことであるが、以前は12.7haではなかったか。 これは将来、まだ変わる可能性があるのか。	配慮書・方法書の段階においては、上益城広域連合が所有する土地の面積として12.7haを記載している。 今回、土地の造成設計にあたり、マミコウロード沿いの一部（道路の法面等）を造成しないと、この全体の造成計画が立てられないため、御船町が所有するマミコウロード沿いの土地を一部お借りする形で区域に含めたので、13.4haになっている。
10	法面に墓地があるが、墓地はどうなるのか。	墓地はそのまま残る形となる。
11	以前聞いた話では、地下水を使うので水道水は使わないということだった。なぜ、今回は水道水も使うことになっているのか。 この山間地は、ちょっと雨が降らないだけで防災無線にて節水の注意喚起がある。	事務所で使う生活用水については水道水を使用するため、今回水道水を追加した。 プラント用水は、基本的には地下水を使用し、雨水の再利用を行う計画に変わりはない。
12	毎日どのくらいの水道水を使うのか。	事務所の手洗い、飲み水等の生活用水として使用するので、量的には僅かである。例えば、一般のご家庭で使われる量の数軒分くらいになるとを考えている。
13	そのことは御船町も知っているのか。	事業計画地の近辺には実際に水道管が敷設されているということで、水道水が利用可能なのかどうか事前に御船町に確認している。使用量の限界値が明確になっているわけではないが、例えば10m <sup>3</sup> /日以下程度であれば影響がないのではないか。ということで伺っている。
14	仮に施設ができた場合、稼働年数はどのくらいを見込んでいるか。そして、その後、建て直すなど現段階での計画はあるか。	出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の中で、一番古い施設は平成5年に供用開始した施設になる。32年くらい前の施設だが、今でも現役で動いているので、今後もメンテナンスを繰り返すことで35年とか40年とか使用することは可能であると考えている。 今回の施設が仮に完成し、40年経った時にその後建て替えるのかどうかは現段階では申し上げられない。今、我々がこうしたいですという提案は何もない。 また、40年稼働させて40年後に次の計画をどうするのかを検討しているようでは遅いので、40年稼働させる場合はその何年か前に上益城郡5町と改めて相談・検討がされるものと考える。

No.	質問内容	回答内容
15	廃棄物搬出入車両の交通量の予測において、台数の設定条件はどういうふうにしているのか。	今回計画する4つの施設それぞれの平均取扱量を定めて、産業廃棄物に対しては一台当たりの積載重量等を考慮した上で、搬出入台数を設定している。 一般廃棄物は、一般家庭から出る廃棄物になるが、平常時であれば209台、繁忙期であれば463台と、これは5町のクリーンセンターでの直近1年間の平均搬入台数や繁忙期(年末年始)の搬入台数を実績として設定している。
16	この台数は今後増える可能性があるのか。	一般廃棄物の搬入台数を減らしていくための方策を、今後上益城郡5町と協議していく考えである。
17	騒音・振動の予測結果については、搬入台数が恐らく大半を占めていると思う。例えば、騒音基準65dB以下に対して64dBとギリギリである。逆に、64dBに抑えるために何台以下にするとかを提案していただきたい。 配車コントロールシステムを導入することなので、そういう台数計算から逆引きした台数をご報告していただきたいと思う。	搬入台数を減らす方策として、5町のクリーンセンターからパッカー車で運ぶのではなく、大型車に積み替えれば、その分搬入台数を減らすことができる。そのためには掲示している台数は最大値であり、今後これを如何に減らしていくのかを上益城郡5町と協議していくことになる。
18	この準備書は希望的観測というか、楽観論というか、そういうふうに思った。計画、実行、監視、監視に対するアクションが必要であるが、監視とアクションの具体性が全くなかった。例えば、搬入台数を超えた時、誰がどうチェックして、誰に報告して、誰がどう訂正するのかを準備書で具体的に書いて欲しい。	今回の予測評価に当たっては、基本的には最大影響を見込んで予測条件を設定しているので、実際に事業を実施するときには、極力これよりも影響を低減する形で実施することになる。ですので、最大影響を見込んだ予測結果であることから、楽観的に作成したことではない。
19	樂観論であると思う根拠のひとつとして、建設時の粉じんの影響で、70%に抑えると書いてある。本当にできるのかというのはすごく疑問である。 また、それをどういうふうにモニタリングして、誰がチェックして、それができなかつたときに誰がそれを訂正するのかも見えない。	粉じんについては、事後調査で監視したり、供用時には事後調査とは別に上益城郡5町と今後協議して決めるモニタリング計画の中で監視していくことになる。監視の中で、仮に当初想定していたよりも基準を超えてしまった場合は直ちに対策を講じることになる。 環境影響評価書では、そういった不確定要素があるものについては、事後調査にて監視し、仮に基準を超えた場合には直ちに追加の環境保全措置を講じるのが環境アセスメントの手法となるので、事後調査計画も作成する。
20	示された予測値は、低減措置を実施しての値なのか、それとも実施せずにの値なのか。	予測項目によっては低減措置を実施した上での評価というものもあるが、事前に低減措置を実施して予測したかというとそうではない。
21	3つの搬出入ルートがあるが、現状でも多少傷んでいるのに、この台数が走行するとさらに傷む。そうなれば補修工事が必要になり、1つのルートが工事中には、他の2つのルートに負担がかかるので、かなり渋滞すると思う。その分、ドライバーに時間の猶予を待たせることも難しくなると思う。どうお考えなのかお尋ねしたい。	[回答前に次の質問に入ったため、追加で回答] 対象事業実施区域最寄りの交差点及び搬出入口における車線別混雑度の予測結果は、最大でも0.137と道路の処理能力の2割以下であり、対象事業実施区域の北側もしくは南側の交通規制により、搬出入車両の台数が仮に2倍になったとしても渋滞が発生することはないと考えます。
22	クローズドシステムとは、どういうシステムなのか。事業敷地内で雨が降った際に、敷地内の雨水を誘導して調整池の方に一切漏れないで導くことができるのか。 特に最近、集中豪雨が降る。そういう時にも外に漏れないと言われても、ちょっとと信用できない。 また、上益城広域連合からは、調整池に排水管を設置すると説明を受けたが、それだとクローズドシステムにならないのではないか。	まず前提条件として、廃棄物は、原則建屋内で保管、荷下ろしや積み込みを行うので、雨に触れることがない。敷地内に降った雨水のみを防災調整池に放流して、そこで流量を調整して下流域に放流する。 何がクローズドなのかというと、例えば施設内で水を使用して、その水が汚水となる場合は、そのまま下流域に放流できないので、下水道が整備されているところであれば下水道に放流することができるが、計画地は下水道の未整備地域であるため、その汚水を焼却施設で噴霧処理することで、汚水を外に出さないクローズドとなる。

No.	質問内容	回答内容
23	工場内や施設内で溜まった汚水は、外部には漏れないのか。	漏れない。
24	この辺の地域は農業地域である。農業従事者が引退してきているとはいえ、後を継いで農業をしている若手の農家や新規就農者もいる。御社では長年取り組まれて、技術と経験で自信をお持ちだろうとは思うが、どうしても事故や災害は発生する。万が一、漏洩した場合に、農作物や周辺地域に影響があった時の賠償責任はどう考えているか。	本事業ではシムファイブスが責任を持って施設を建設し、施設の運営管理を行っていくことになるので、我々の事業に起因して影響を与えた場合は、当然我々の方できちんと補償をさせていただく。
25	事業者の説明に約1時間を費やされたので、お約束の終了時間になってしまった。準備書について知りたいと思って説明会に参加しているのに、なぜ冒頭に企業紹介するビデオを流すのか。 12月25日には益城町で説明会がある。知事意見には、全体事項の第一番目に地域住民に周知徹底することが書かれている。県知事が全体事項の第一番目に持ってきたのは、地域住民にこの問題についてしっかりと説明することである。そして、あなたたちもおっしゃったように上益城郡5町の問題だと言いながらも、御船町と益城町にしか説明をしようとしない。 方法書のときも益城町の説明会に参加した。益城町の人達にこういうことがありますよと周知徹底したかった。本当に純粹な益城町民というのは一人しかいなかった。 明日の説明会では企業紹介するビデオを流すのはやめて欲しい。そして、説明は30分以内にするべきである。この会場にいる人達ももっと質問があると思う。説明責任を果たしていない。	配慮書・方法書に対する意見の中で「どういった運営をしているのか、実際の類似施設の事例等を知りたい」という意見が多数あった。類似事例というのも数多くあるので、出資企業である大栄環境株式会社が実際に運営している施設で、どういう運営をしているのかを紹介しているので、企業紹介するビデオを流させていただいた。 先程、次の説明会では、企業紹介するビデオは不要であるとか、説明時間を30分以内に短縮するようご指摘があったが、知事意見にもあるようにしっかりと説明するためには、それなりの時間が必要ということをご理解いただきたい。 そして、明日の説明会では、本日来られていない方も大勢来られると思う。全員が全員説明はいらないということではないと思いますので、他の会場でも、本日と同じ説明をさせていただくことで、ご理解いただきたい。
26	準備書は良くできているが、知事意見を見越して多少減らしている部分があるかと思う。災害時や故障時、補修時の対応や、計算できない数値、それと経年累積による影響に対する準備とか、恐らくそんな専門的な意見が次に出てくると思う。 事業者として、説明をきちんと実施していることも良く理解しているし、説明会とはこういうものだということも良くわかる。 明日の説明会も、益城町の説明会も参加しますので、そこで地域の意見が間違った方向にいきそうであったり、影響の低い遠い地域の人達で趣旨が何か間違った方向にいきそ�であれば、また意見をさせてもらう。	ご意見ということで承る。

No.	質問内容	回答内容
27	<p>1600 ページの準備書を 1 ヶ月の間に読む。これは県条例で決められている期間だから仕方がないと言われたが、それはよくない。全部を否定するわけではないが、県が期間を定めているからそれでいいだろうという考えはやめて欲しい。皆さん働いているし、特に中山間というのはこういう事業にあまり明るくない方もいっぱい住んでいる。なので、もっと長い期間閲覧できるようにしていただきたい。</p> <p>もしこの施設が稼働した場合、シムファイブスで事業運営すると思うが、そこで勤められる方は日本人か。外国人を受け入れてやられる予定はないか。</p>	<p>産業廃棄物処理業ではまだ許可が出ていないので、現段階では外国人を雇い入れることはルール上できない。基本的には地元雇用であったり、石坂グループには私の同級生や後輩もいっぱい働いているので、将来はシムファイブスのリーダーになる人材として今から育てていくことも私個人の思いとしてはある。</p> <p>【説明会後の対応】</p> <p>令和 7 年 12 月 18 日付けで、山都町環境水道課、甲佐町環境衛生課、嘉島町都市計画課でも準備書の閲覧ができるようになり、また、令和 8 年 1 月 9 日まで閲覧いただけるようになると共に、その旨事業者及び上益城郡 5 町のホームページで公表した。</p> <p>その後、令和 7 年 12 月 26 日付けで、準備書を閲覧できる期間及び意見書提出期限を令和 8 年 1 月 19 日まで延長することを事業者及び上益城郡 5 町のホームページで公表した。</p>
28	<p>環境アセスメントに不足している項目を追加して欲しい。</p> <p>環境には人間も含まれているので、動物相で評価されたところに住んでいる住民の血中濃度を希望される方を対象に測定していただき、今どういう状況で、何年か経ってどうなるのかをアセスメントで実施し、問題ないという評価を出していただきたいが、ご意見を聞かせて欲しい。</p>	<p>環境影響評価については、あくまでも周辺の大気質・騒音・振動など、人に対して環境影響が本当に大丈夫なのかというのを、基準を元に客観的に調査して、予測評価していくものであるので、今回の準備書では、そういった人に対しての影響はないであろうという結論で取りまとめている。</p> <p>体が心配だというお気持ちもわからなくもないが、あくまでも県の技術指針に基づいて、定性的・定量的にしっかりと予測評価できるものについて予測評価するのが環境影響評価制度である。</p> <p>この準備書は県の環境影響評価審査会で審査される。あくまでもその外的な大気質とか水質とか、人の健康とか生活に影響を及ぼすようなものについて調査・予測評価して、その影響がどうなのかというのは、これから審査会で客観的な評価がなされていくということになっている。</p> <p>そういうご意見も住民の思いとしてあるのだということを意見書で出していただければ、その意見は審査会でも確認される。ただ、出していただいた意見の全てが採用されるかどうかと言ったら、そうでもない場合もある。</p>
29	岡山の PFAS での事例があったので、それも参考にしていただきたい。	ご意見ということで承る。